

平成31年 第4回教育委員会会議

1 日 時

平成31年3月19日（火）

開会 10時00分

閉会 10時58分

2 場 所

教育委員会室

3 出席者

田中新太郎教育長、金田清委員、横山真紀委員、眞鍋知子委員、西川恒明委員
新家久司委員

4 説明のため出席した職員

新屋長二郎教育参事、藤村一志教育次長、升屋和夫教育次長、堀田葉子教育次長、
近岡守教育次長兼保健体育課長、岡崎裕介庶務課長、杉中達夫教職員課長、
塩田憲司学校指導課長、篠原恵美子生涯学習課長、田村彰英文化財課長

5 議案件名及び採決の結果

議案第6号 公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則等の改正について
(原案可決)

議案第7号 石川県における文化部活動の在り方に関する方針（案）について
(原案可決)

議案第8号 平成31年度石川県教科用図書選定審議会委員の委嘱（任命）に
ついて（原案可決）

議案第9号 人事異動について（原案可決）

6 報告案件

報告第1号 指導が不適切である教諭等の認定等について

報告第2号 人事異動について

7 審議の概要

・開会宣告

田中教育長が開会を告げる。

・会議の公開・非公開の決定

議案第8号、議案第9号、報告第1号及び報告第2号は人事に関する案件のため、
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第7項に基づき非公開とす
ることを、全会一致で決定。

・質疑要旨

以下のとおり。

議案第 6 号 公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則等の改正について
(岡崎庶務課長説明)

それでは、議案第 6 号「公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則等の改正について」、ご説明をいたします。

資料の 1 ページをお開きください。

「1 提案理由」につきましては、公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正等に伴い、関係規定を整備する必要があるためでございます。

「2 改正する規定等」は記載のとおりであります。後ほど別冊にて順次ご説明いたします。

「3 根拠法令」は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 15 条であります。この条文は、教育委員会は、その権限に属する事務に関し、規則等を制定することができるものと規定されているものでございます。

それでは、お手元にあります別冊資料、ちょっと分厚いものですが、議案第 6 号関係資料をご覧ください。別冊の 1 ページをお開きください。「1 改正する規定及び改正内容等」の「(1)公立学校職員の特殊勤務手当に関する規則の改正」につきましては、部活動手当に係る義務教育費国庫負担金の算定方法の見直しに伴い、改正するものであります。部活動の活動時間につきましては、昨年 3 月にスポーツ庁が策定した運動部活動ガイドラインにおいて、土日の活動時間を 3 時間程度にするとの基準を示し、県教育委員会においても、国のガイドラインにのっとり、昨年 3 月に策定した「教職員の多忙化改善に向けた取組方針」および 12 月に策定した「石川県における運動部活動の在り方に関する方針」において、通常練習における 1 日の活動時間は、学校の休業日は長くとも 3 時間程度と定めたところであります。

こうした中、今回、国におきまして、部活動手当に係る義務教育費国庫負担金の算定基準について、土日の 4 時間程度の勤務で 3600 円とされているところ、これを本年 4 月から土日 3 時間程度の勤務で 2700 円に見直すこととしており、この国の改定に伴い、本県におきましても特殊勤務手当に関する条例および同規則を改定するものでございます。

「(2) 石川県教育職員免許法令施行細則の改正」につきましては、国の教育職員免許法施行規則により、都道府県教育委員会に一部委任されている免許状の取得に必要な単位の修得方法や免許状を取得する際の手続きについて定めているもので、教育職員免許法の改正に伴い、国にならい科目区分等を改正するものであります。

今回の免許法の改正内容は、小学校教諭 1 種免許状を取得する場合の例で申しますと、免許状の取得に必要な最低単位数 59 単位の変更ありませんけれども、現在は、国語や社会といった、教科に関する専門的な事項を学ぶ「教科に関する科目」から 8 単位、教育制度や児童生徒への指導法、教育実習などを含む「教職に関する科目」から 41 単位、いずれかの科目から選択で 10 単位と、科目の区分が分類して規定されていたものですが、改正後は、科目区分が統合され、「教科及び教職に関する科目」に一本化されるものであります。この改正により、大学の判断で、教科に関する専門的な内容と、その指導法等の複数の事項の内容を組み合わせた授業を行うなど、教職課程の内容を充実することが可能となるものであります。

「(3) 石川県市町立学校教員の人事評価に関する規則の一部の施行期日を定める規則」

の制定につきましては、平成 24 年 4 月の規則制定当初に施行を保留しておりました「人事評価の開示」および「苦情への対応」を平成 31 年 4 月 1 日から施行するための規則であります。平成 24 年度に新しい人事評価制度を導入し、平成 26 年度からは県立学校において、管理職以外の一般職にも人事評価結果を勤勉手当に反映しているところではありますが、市町立小中学校教職員の人事評価についても、市町間で評価基準のばらつきがなく実施できるようになってきたことから、2019 年 12 月期より、人事評価結果を勤勉手当に反映させることとし、評価の透明性を高め、評価結果の公平性を確保するために施行することとしております。

「(4) 石川県教育委員会事務局等処務規程の改正」につきましては、①、まず出張に関して、これまで 5 日以内に出張結果を書面にした復命書を作成することを基本としておりましたが、まずは出張結果の概要を口頭で報告することとし、詳細は復命書として作成・供覧・保存すること等とするものあります。現状でも、出張結果のうち重要な事項については、帰庁後直ちに口頭で報告しておりますが、こうした取り扱いを基本とするよう改めるものであります。

②事務引継につきましては、これまで課長以上の職にあるものについてのみ、事務引継書を作成することとし、それ以外の職員については特段、規定がありませんでしたが、今後は、全職員が事務引き継ぎを行うとともに、特に課長および出先機関の長等にあつては、事務引き継ぎを文書で行わなければならないと改めるものであります。現状でも、円滑な事務執行のため職員間で口頭や文書により事務引き継ぎを行っておりますが、これをしっかりと明文化するものであります。

③、次に、教育事務所や学校以外の教育機関での当直につきましては、機械警備や民間委託により職員が当直することがないことから、関係規定を削除するものであります。なお、本庁におけます当直の規定は、既に削除済みとなっております。

この他、通信技術の発達により、県における連絡手段としての使用することのなくなった「電報」を例示から削除することや字句の修正を行うものでございます。

「(5) 石川県立学校処務規程の改正」につきましては、当直に関しまして、当直時間以外は、教育委員会の事務局の処務規程の規定を準用するとしておりましたが、先の説明のとおり、事務局等処務規程から当直に関する規定を削除しますので、新たに当直に関する規定を設けるものであります。全日制高等学校で寄宿舎のある学校や特別支援学校で寄宿舎のある学校があるため、引き続き、当直に関する規定が必要となります。ただし、新設する条項は、今回削除した事務局等処務規程のものと同様のものがございます。

その他、先の教育委員会事務局の組織規則の改正同様、通信技術の発達により、県での連絡手段として使用することのなくなった「電報」を例示から削除するものです。なお、事務局等処務規程の改正で対象とした出張や事務引き継ぎにつきましては、学校処務規程には独自の規定がなく、教育委員会事務局の処務規程の規定を準用することから、処務規程の改正内容が県立学校にも及ぶこととなっております。

「(6) 駐在地の指定の告示」につきましては、2020 年度全国高校総体のバスケットボールと自転車競技について、県内開催が決定したことに伴い、県の実行委員会事務局を組織し、会場予定地に近接する金沢桜丘高校、金沢西高校および内灘高校に職員を配置して開催準備に当たらせるため、組織規則に基づき、職員が駐在する地を指定する告示であります。

2020年度全国高校総体は、北関東で開催する予定でしたが、東京オリンピック・パラリンピックの開催の関係で、全国で分散開催される予定となっております。

2の施行年月日につきましては、(1)を除いて平成31年4月1日としております。なお(1)につきましては、国家予算の成立を前提とする公立学校職員の特殊勤務手当に関する条例の改正の施行が必要であることから、条例改正の施行日としております。

なお、資料の2ページ以降につきましては、それぞれの改正規則、また新旧対照表等を添付させていただいております。

以上で議案6号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(田中教育長)

部活動の時間が休日でも3時間と国も県も決めたのに、手当が4時間以上の規定があるというのはおかしいので、これは3時間にするという事です。あとは、小中学校の一般の教員も、人事評価をボーナスに反映する評価をいよいよ始めるという事です。

あとはいろいろとその事務規程等々をきちんと定め直したり、あるいは引継書の作成とか、復命書をきちんと職員に作成させるために、規程をしっかりと整理するという事です。

【質疑】

(新家委員)

うちなんかでいうと例えば復命書とか出張届とか、全部、勤務システムの中でメールでやりとりをしています。現状として教えてほしいのですが、職員の多忙化に関連して、ここの文書ではそういうことが、要はメールとかいう言葉が入っていないのですが、現実的にどのように運用されているのかをお聞きします。

(岡崎庶務課長)

まず出張から帰庁しますと、重要な案件につきましては、旅行命令権者に口頭で説明しています。その後、規程で申しますと5日以内に復命書という形で文書を作成し、それを旅行命令権者の方まで供覧し、復命しています。

(新家委員)

それでも構わないと思うのですが、今言いましたように、この資料をコピーするのも大変だなと思って見ていたのですけれど、何かそういうものを添付ファイルでメールでやりとりをするとか、これからそういう時代ではないかなと思いますので、これから検討されたらどうかというふうに思います。

(田中教育長)

だいぶ前に電子決裁を入れて、一部定型的なものはもう旅行命令とか、計算とかいろいろなものもあるのですけれど、基本的に今みたいな任意の報告が入るようなものです。形だけではなくて、中身があるものは、まだ電子化は、県庁の場合はされていません。役所はまだ書類です。以前からずっとご指摘を受けていますけれど、なかなか国の方も進んでいない。地方もまだ進んでいないというような現状です。

少しずつ改善はしていますけれども、ご意見はごもっともだと思いますので、文書の

所管の総務部の方で文書管理規定をやっていますので、そういう意見が出たということ
を伝えたいと思います。

(田中教育長)
採決を行う。

(各委員)
異議なし。

議案第7号 石川県における文化部活動の在り方に関する方針（案）について
（塩田学校指導課長説明）

それでは、資料2ページをご覧ください。議案第7号「石川県における文化部活動の在り方に関する方針（案）」について説明いたします。

「1 提案理由」ですが、国が策定した「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」にのっとり、県の文化部活動の在り方に関する方針を策定する必要があるためでございます。

「2 根拠法令」については、記載のとおりであります。

それでは、具体的な内容につきまして、別添資料に基づいて説明をいたします。別添の冊子「石川県における文化部活動の在り方に関する方針（案）」をご覧ください。

本方針の対象は、県立学校、市町教育委員会および学校法人等の学校の設置者であることから、表紙の下にありますように、石川県・石川県教育委員会としております。なお、作成した方針案につきましては、素案の段階で、県小中学校長会、県高等学校長協会、市町教育委員会、市町中文連、県高文連、保健体育課、生涯学習課、文化振興課の他、私立学校協会に事前に送付済でありまして、特段の意見等がなかったことを申し添えます。

内容につきましては、昨年12月に策定しました「石川県における運動部活動の在り方に関する方針」の中で示しております休養日の扱いなどは同様でございます。ここでは変更点や追加された文言を中心に説明したいというふうに思っております。

1枚おめくり下さい。目次でございます。目次につきましては、運動部の方針と同じ構成となっております。このページでは「運動部」の表現を「文化部」に変えて記載しております。

それでは、主な内容についてご説明をいたします。右ページの1ページをご覧ください。「本方針策定の趣旨等」についてです。ここは文言ですとか表現を追加変更しておりますので、経緯を含めて内容を確認させていただきます。本県におきましては、運動部活動については平成30年3月のスポーツ庁による「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」や、県の「教職員多忙化改善に向けた取組方針」を踏まえて、平成30年12月に「石川県における運動部活動の在り方に関する方針」を策定したところであり、各市町教育委員会においては、その県の方針を受け、「設置する学校に係る運動部活動方針」を策定し、これを踏まえ、各学校長が「学校の活動方針」を策定し、その運用が図られているところであります。

こうした中、昨年12月に、文化庁から「文化部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」が示されたことから、文化部活動についても、その特性を踏まえながら、部活動一般の在り方についても留意しつつ、「石川県における文化部活動の在り方に関する方針」を新たに策定することとしたところでございます。

策定に当たりましては、国のガイドラインを基に、「石川県における運動部活動の在り方に関する方針」との整合性も図りつつ、作成をしたところであり、本方針は県内の中学校および高等学校における文化部活動を対象とし、本ページの中段にあります一つ目の中黒では、知・徳・体のバランスの取れた「生きる力」を育む「日本型学校教育」の意義を踏まえ、生涯にわたって芸術文化等の活動に親しみ、多様な表現や鑑賞の活動を通して、豊かな心や創造性の涵養を目指した教育の充実に努めるとともに、バランス

の取れた心身の成長と学校生活を送ることができるようにすることと記載してあります。

二つ目、三つ目の中黒のポツにつきましては、運動部の方針と基本的に同じで、「運動部」という表現を「文化部」に変更してございます。なお、ページ一番下でございます「なお、書きについてでございますが、スポーツ超の運動部ガイドラインがなく、文化庁の文化部活動ガイドラインに追加記載されている部分でございますが、小学校における文化的な活動については、例えば金管クラブですとか、マーチング活動など、小学校で独自の取り組みとして行っている活動がございますが、こうした活動についても本方針を参酌し、適切な対応をお願いする一文を追加してございます。

2 ページ、3 ページをご覧ください。2 ページには 1 として「適切な運営のための体制整備」、3 ページには 2 番として「合理的かつ効率的・効果的な活動の推進のための取組」について記載してございまして、運動部の方針と大きな変更はなく「運動部」を「文化部」の表現に変更して記載してございます。

4 ページをご覧ください。「指導する際の留意点」として、5 項目を記載してあります。これは、「運動部の方針」と同様のものですが、5 つ目の項目のみ一部表現を変えておりました。運動部の方針の方では「科学的なトレーニングの導入」という表現をしておりましたが、ここでは「合理的かつ効率的・効果的な練習方法の導入」という表現に変更してございます。

5 ページをご覧ください。5 ページには、3 として「適切な休養日等の設定」について記載してありますが、運動部の方針と同じでありまして、中段に中黒ポツが四つございますが、その二つ目の中黒ポツの後半にあります「なお、中文連、高文連等が主催」の表現につきましては、運動部活動の方で「中体連、高体連、高野連」という表現になっておりましたものを、文化部活動に関連する名称に変更をいたしております。

6 ページをご覧ください。6 ページには、4 としまして、「生徒のニーズを踏まえた環境の整備」について記載してあります。「(2) 地域との連携等」につきましては、アの 2 行目から 4 行目にかけて、「体育館や公民館、美術館・博物館などの社会教育施設、劇場、音楽堂等の文化施設の活用、芸術文化関係団体・社会教育関係団体等の各種団体との連携」という表現に変更してございます。

7 ページをご覧ください。7 ページには、5 として「学校単位で参加する大会等の見直し」について記載してございますが、アでは、中文連、高文連等の文化部活動を参加対象とする各種大会等に参加することが、生徒や文化部顧問の過度な負担とならないよう、大会等の適正化に努めること、イでは、校長は、参加する大会や地域の行事、催し等の数の適正化に努めることを記載しております。

冊子の説明については、早口で簡単で、以上でございますが、今後の手続きのスケジュールといたしましては、「石川県における文化部活動の在り方に関する方針」を石川県との連名で策定することにつきまして、私立学校を所管する総務部経由で知事の決裁を受けた段階で決定となり、知事決裁後に、年度内にできるだけ早い段階で、市町教育委員会等の関係団体に通知したいと考えております。以上で説明を終わります。

(田中教育長)

今説明にありましたとおり、運動部活動を先に作りましたので、国の文化庁が作りましたガイドラインの方に合わせて、必要な個所を訂正、整理をしたということです。運

動部の方は、休養日の設定等がメインでありました。教員の多忙化の過度な負担にならないよう配慮する、そういう趣旨は、これは文化庁の方も全く同じ趣旨でしたので、今言いましたように団体の名称とか関係の施設名とか、いろいろなところでやはり文化部特有の表現が今回入っていましたので、そこはきちんと置き換えをしました。

あと、小学校の場合が、少し文化部の場合は文化庁が絡めてきたということで、それも絡めました。あと、地域の催し物に文化部はいろいろ駆り出されることが、小学校も含めてあるようでして、そんなことにも少し表現が新たに、文化部は運動部とは違って加わっている部分、そういう部分のものも加味しました。

簡単な補足をしましたが、そういうことで、基本的には運動部、文化部も同じガイドラインです。ただ、運動部の方は、これまでもガイドライン的なものが何回も作られてきておりましたので、文化部は多分国として初めて作ったものというようなことであります。ですから若干文化庁独自の表現も入っているところもありましたけれど、そこは県レベルでは運動部との横並びを見て整理をしたところでもあります。

【質疑】

(西川委員)

今、聞かせていただきましたけれども、地域との連携で、特に私が勤めていた学校では吹奏楽部が強かったものですから、イベントがあるたびに呼ばれていました。またかという思いを、私はかなり持っていたのですけれども、非常に断りにくいのです。

こういったことを、例えば、これは私は市町立の学校ですから、市町立の方は教育委員会がやれと言って動けばいい。どこかで取りまとめて調整をしないと、上手な学校ばかり呼ぶのです。例えば吹奏楽部のある学校は幾つもあるのだけれども、あの学校ばかりとか、頼みやすいとか、そういうことがあって苦勞しているなという思いがあったので、注意して見ていただいて、過度なものがあつたらやはり何かの対応をしなければならぬかなという思いがあります。

さらに、この間テレビで野球部が出ていて、ちょっと問題になっていましたけれど、そういうこともひょっとして可能性として出てくるのではないかなということもありますので、例えば気軽にしゃべることでそれが問題になるといったようなことは周知しておく必要があるのではないかなと、これには直接関係ないですけれども、そんなことを思いました。

(田中教育長)

昨年、多忙化の取り組み方針に触れたときに、その仕事はまさに教育委員会の仕事だと、学校単位ではなかなか断りにくいので、教育委員会が全体を調整するよというということで、教育委員会、各教育長にもお願い申し上げましたし、取組方針にも盛り込んでいますので、状況がどうなっているか私どもも関心を持って、やはり学校単位で、なかなか頼まれると断れないので、そこは教育委員会がやはり壁になってもらって調整をしてもらうということで、今お願いしていますので、またその様子も注意深く見ていきたいと思えます。

(西川委員)

はい。よろしく申し上げます。

(金田委員)

留意点は運動部も文化部もこれで十分いいフレームでできているなど、枠組みはこれでいいと思うのですけれども、今ブラスバンドが出ましたけれども、非常に個人の経済的負担が大きくなる。強くなればなるほどいい楽器を購入したい。学校のものではなく、親への負担も増えてくる。いわゆる格差というふうな、そういうものに対応し切れない人が、好きなのだけれども、そういう部活動ができない。多分野球部でもそうだと思うのだけれども、だから、われわれはやはり学校の教師としては、誰でもがそういう音楽の楽しさとか、野球の楽しさとか、サッカーの楽しさというものを味わえるように、多分学校の先生方はしていると思います。行き過ぎたそういう負担をかけていくというようなことは、教育者としては配慮しておられるとは思いますが、経済的なこういう問題は書きにくいと思うのですけれども、しかし、これからますますこういった経済的なものの留意を、指導者、あるいは学校長はしていかないと、学校でやっている公平であるべきそういうものが格差をより生みやすいような状況に追い込んでいくような部活動では、私は先が見えないと思いますので、ぜひ指導する際の留意点とか、書きにくかったのだと思うのですけれども、そういう配慮をぜひ先生方が持っていただければと思います。

(田中教育長)

指導上は確におっしゃるとおりですけれど、国のガイドラインにもその点が入っていないのは、任意の取り組みだということです。

(金田委員)

そうですね。

(田中教育長)

部活動は法律上はやらなければならないとどこにも書いていないので、先生も子どもも自由参加と、建前がそうなっている中で、その辺はなかなか今難しいところだと思います。

ただ、今回入ったのは、そういう高みを目指す部活動ではなく、スポーツを楽しむ、文化活動を楽しむ、そういうレクリエーション的な部活動も今後は推奨しましょうと、そこが多分今回大きく変わったところなので、例えばそのようないい楽器を購入して部活をやるのではなくて、楽器に親しむという例えば愛好会的な吹奏楽部があってもいいというような方向性は打ち出されています。

そういう方向に今切り替えて、本格的にやる方は、できれば外部のチームなり、本当にやりたい人と子どもたちが集まるところでやっていきたいと思いますという方向に切っているのですけれど、しばらくはすぐそういう受け皿もないものですから、徐々にそういう方向に保護者の皆さんも含めて、少しずつ世の中の受け入れ態勢も整備していけば、徐々にいい方向には行くと思うのですが多分時間がかかるのだらうと思います。おっしゃるとおりだと思います。

(眞鍋委員)

基本的なことなのですが、学校の部活動というのは、運動部と文化部の二つに分かれていて、それ以外はないと思っていいいのですかということが一つ。

どちらにも分類できないようなものが何かこれから、例えばe-スポーツなどの部活とかも、もしかしたらどんどん出てくる可能性がありますよね。そのときにe-スポーツは文化部なのか運動部なのかとか、つまりどちらのガイドラインに従うか。二つに一つなのか、二つとも見てくださいというような部活動も出てくるのかというような、そういうところを教えていただきたいと思います。

(田中教育長)

基本的にしぼりは文化部と運動部とほとんど変わっていないので、そういう意味ではどちらに準じるかということで、仕分けをする必要はないと思います。ただ、実態はどうですか。高文連に入っている、高体連に入っている、あるいは中体連、そこ以外で中途半端な部活は今あるのですか。

(塩田学校指導課長)

学校ですと、同好会という名前のものが存在します。ただ、それも学校の中でルールを決めていまして、例えば何人集まったら同好会は取りあえず認めるけれども、活動を継続し、例えば3年間きちっと活動したら部に昇格するというような取り扱いで、部とは違った同好会というものは存在します。

(田中教育長)

それなら部になったら、高校だったら高文連か、高体連に、どちらかに必ず加盟するのですか。どちらにも加盟しない部はあるのですか。

(塩田学校指導課長)

文化部の方に、文化部のその他に入ってくると思います。

(田中教育長)

スポーツはかなりはっきりしているのですね。やはり運動なので。だから、あいまいなものは、文化部、高文連なり中文連のその他のジャンルに入ってくる。現状はそうだと。

(金田委員)

先生のご専門の地域創造とか、そんな愛好会もあるのではなかったですか。

(塩田学校指導課長)

はい。

例えば鉄道同好会とか、郷土研究会とかというもので地域を調べるような愛好会はあります。

(金田委員)

郷土研究会は文化部ですか。

(塩田学校指導課長)

文化部です。

(金田委員)

高文連ですか。

(塩田学校指導課長)

高文連です。

(田中教育長)

スポーツかスポーツでないか。いろいろなことが今に出てくると思います。あれがスポーツか私も分かりません。指先のスポーツといえば、指先のスポーツかもしれませんが。画面を見てスイングしたりするのは、まだ体を動かしていますけれども、対戦型のはまさに指先ですから。指先のスポーツといえば指先のスポーツかもしれませんが。おっしゃるように、これからジャンルはいろいろ増えるのではないかと思います。

(眞鍋委員)

はい。分かりました。ありがとうございます。

(横山委員)

先ほど教育委員会の方が壁になっているということで、本当に教育委員会の多忙化が心配されるのですけれども、1ページの趣旨の方にもありますように、7行目に、「その運用が図られています」とあります。今部活動、運動部、そして今の文化部などが運用が図られていく、その経緯、やはりリターンですよ。そういったものもやはり教育委員会の方で受け止めていくような計画でしょうか。例えば具体的にどういったタイミングでというのはあるのでしょうか。

(田中教育長)

まずは今の勤務時間調査とこれは微妙に絡んでいますので、勤務時間の調査を引き続きやっていますし、その中で教員のアンケートとかいろいろな形でアンケート調査みたいなものをやりながら、いろいろ現場の状況も校長からもヒアリングしていますし、そんな中で今、把握はしています。

私らはどちらかという、今は時間外の方で答えが出てくるので、「全然減っていない」ところは個別にヒアリングをしたりもしますし、個別の部活で先生の時間外が全然減らない部活動があれば、個別に事情を聞いて校長からも指導してもらいますし、私らも事情を聞いたり、個別指導もするというような形で、順次、学校の状況を、まさに効果と課題を2~3年はきっちり検証しながら様子を見ていくつもりです。

(横山委員)

はい。お願いいたします。

(田中教育長)
採決を行う。

(各委員)
異議なし。

(田中教育長)
以降の審議は非公開となるため、傍聴人の退席を促す。

議案第 8 号 平成 31 年度石川県教科用図書選定審議会委員の委嘱（任命）について

塩田学校指導課長が説明し、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決された。

議案第 9 号 人事異動について

岡崎庶務課長が説明し、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決された。

報告第 1 号 指導が不適切である教諭等の認定等について

杉中教職員課長が説明した。

報告第 2 号 人事異動について

杉中教職員課長が説明した。

- ・ 閉会宣言

田中教育長が閉会を告げる。